

明代哈密王家の起源

松

村

潤

一

東トルキスタン、すなはち新疆省のタリム盆地は不毛の沙漠に覆はれており、その沙漠の縁を東西に走つてゐる天山山系の南麓に沿つて一連のオアシスが點在する。これ等のオアシスを結ぶ路線は、東西交通の幹線であり、天山南路と呼ばれる。そして、その起點となつてゐる東端の大オアシスがコムルの地である。この地より、天山を越えて、バルクルに出れば、そこには天山の北麓を抜ける、天山北路が通り、東はモンゴリヤへ、西はイリへ直ちに繋る。また、東南の沙漠を渡れば、そこには敦煌・酒泉・張掖・武威、すなはち嘗ての沙州・肅州・甘州・涼州と呼ばれる、河西の諸オアシスが連なり、これを経て、中國本土へと結ばれる。それ故、このコムルのオアシスが、古來、東西交通・貿易の要衝であつたことも、容易に領ける。

明代にあつて、このコムルの地は、哈密、或ひは哈梅里などと記され、明史に於ては、その西域傳「哈密衛」の項に、明一代に於ける、コムルの要を得た記載が見られるが、コムルと明との關係を、清の顧炎武が、「天下郡國利病書」の中で、

誠に適切に論評してゐるので、次にそれを掲げよう。⁽¹⁾

後因諸番入貢者衆、皆取道哈密、乃即其地、封元之遺孽脫脫者爲忠順王、賜以金印、使爲西域襟喉、凡夷使入貢者、悉令哈密譯語以聞、而西域諸國之虛實向背悉賴以傳報、由是通番唇齒之勢成、而華夷内外之力合、邊境寧謐餘八十年。すなはち、明は、コムルを、西域諸國からの、いはゆる朝貢貿易の關門とすると共に、邊外諸國の情勢を把握するための耳目たらしめようとするところに、そのコムル經營の意圖があつたと言へよう。確かに、コムルの地は、先に觸れた如く、地理的に極めて要衝の地であつて、上記の任務を與へるのに、最もふさはしいところであつた。しかし、これはまた、モンゴリアに據つた北元、ズンガリヤに據つたオイラート、及びトルファン盆地に、その勢力を伸ばして來た、東チャガタイ・ハン國など、コムルを圍む諸勢力の焦點となる要素でもあつた。この様な點から、明代のコムルの研究は、重要な意義を持つてゐる。

本稿に於て、取り上げた、明代哈密王家の起原に關する問題は、直接には、これにつづく、明代哈密王家史の序説に過ぎないが、同時にまた、河西におけるモンゴル封建王侯の問題に重要な關連を持つてゐるし、史料の零細のために、殆んど解明せられてゐない、元末明初の東トルキスタン史にもつながるものである。

二

慎重に編纂せられた明史が、容易に、それが同一の地を指すものと、氣づかれるばかりでなく、前代の記録に、全く見られない誤りを犯して、哈梅里と哈密とを、別地と考へ、西域傳の中で、哈梅里と哈密衛の項を設けたのは、了解に苦しむところであらう。

これは、元來、明史の編年部分の敍述は、實錄からの抄出であつて、哈梅里傳のそれは、洪武の實錄と對應し、哈密衛傳のそれは、永樂以後の實錄と對應するのである。そして、たまたま、洪武の實錄にあつて、コムルの地が、哈梅里と記されてゐたのが、永樂以後の實錄に於て、哈密と改寫せられたがために、この様な誤りが、惹起されたに過ぎない。要するに、現在これを參照する場合には、哈密衛傳の前に、哈梅里傳をつなげることによつて、完全なる形を再現することが出来る。ところが、かうした場合、問題となつて來るのは、哈梅里傳に於ては、元諸王兀納失里と記され、また、それに對應する實錄に於ては、哈梅里王兀納失里と記されてゐる明代哈密王家の始祖となる王が、哈密衛傳に於ては、納忽里なる名前で現れて來ることである。もとより、これは、これに對應する、實錄永樂二年六月甲午の條の記載に従つて、忽納失里に改むべきであることは言ふまでもない。そして、その名前の原形はたゞり得ないが、忽納失里は、兀納失里の別譯に過ぎないことが認められよう。これについて、ポール・ペリオ氏は、元史の宗室世系表の旭烈兀大王位の中に見える、幽王出伯の子、幽王囉忽里と結びつけるべく、明史の編纂者が、忽納失里を納忽里と改竄したのではないか、といふ疑問を提出してゐる。⁽³⁾しかしこれは、いささか臆測が過ぎたといふべきで、贊意を表し難い。

元來、明史西域傳の編纂の過程に於ては、現在、明史稿と呼ばれてゐる、王鴻緒のそれの他に、更に二つの明史稿があつた。すなはち、その一つは、萬斯同の手に成るものであり、他の一つは、北平圖書館の、「四百十六卷本明史」と呼ばれる抄本で、實は、尤侗の西堂全集に收められてゐる、「外國傳」に他ならない。⁽⁴⁾今、萬斯同のものは、これを參照するを得ないが、明史が殆どそのまま踏襲してゐる、王鴻緒の明史稿に於ては、忽納失里の「忽」と「納」が顛倒されて、納忽失里となつてゐるのである。それ故、明史の誤りのもとづく所以も、自ら明かになつて來る。すなはち、明史は、明史稿に於て納忽失里と誤られたのを、更に、「失」の字を脱落して、納忽里と誤つたのであらう。

ところが、このペリオ氏の、一見唐突なる疑問の裏には、明代哈密王家は、元代に於て河西地方に、その所領地を有してゐたチャガタイ家の一族の後裔ではあるまいか、といふ極めて重要な問題が含まれてゐるのである。

すなはち、ペリオ氏は、明史哈密衛傳の

元末、以威武王納忽里鎮之、尋改爲肅王。

といふ記事に見える、威武王及び肅王の王號に、先づ注目したのである。この威武王については、すでに、フレットシュナイダー氏が、その Mediaeval Researches の中で、威武を Uigurs に當ててゐるが、⁽²⁵⁾ ペリオ氏は、これを斥けて、元史諸王表に見える、威武西寧王に類似を見出し、そして、肅王は甘肅州にもとづき、西寧も甘肅にあり、これは少し苦しいが、同じく甘肅の涼州が、威武を顛倒した、武威と呼ばれてゐたこと、さらに、新唐書の兵志を引いて、唐代の軍名として見える威武にも觸れてゐる。ついで、諸王表に、最初威武西寧王で、後に幽王に進封せられた出伯、及びその後を襲つて幽王となつた、出伯の子の喃忽里が、元史宗室世系表では、フラグの子孫となつてゐるが、實はチャガタイの子孫であること、また、明史哈梅里傳によれば、洪武二十四年八月の、哈梅里城急襲の際、兀納失里王と共に、幽王別兒怯帖木兒が、その城に居たことを指摘し、兀納失里を始めとする、哈密王家の人々が、出伯及び喃忽里など、元朝の下で、河西の地に封ぜられてゐた、チャガタイの一族の子孫ではなかつたらうか、と述べてゐる。しかも、更に進んで、兀納失里の後を襲いで、哈密王となつた、その弟の安克帖木兒と、幽王別兒怯帖木兒との、名前の類似よりして、兩人は兄弟ではなからうか、といふ疑問まで、投げてゐるのである。⁽²⁶⁾

この様な、ペリオ氏の推測は、頭初に述べた、納忽里についての臆測までもが、兀納失里を、チャガタイの子孫とする、有力な根據となつてゐるので、遽かに據り難い。

しかしまだ、この威武西寧王及び幽王の問題に觸れて、佐口透氏は、「河西におけるモンゴル封建王侯」と題せられる論文の中で、『諸種の史料より推して、幽王家の一族は、十四世紀の中頃に、コムル方面を所領に併せ、明代哈密王家の起原となつたらしい。』と述べられてゐる。ただ、佐口氏は、その論據については、全く省略せられてゐるので、ここでは、その結論のみを取り上げる次第である。しかし、佐口氏が、威武西寧王（幽王）の所領地として、瓜州とコムルを擧げられてゐる點は、極めて注目すべきことと言へよう。⁽⁷⁾

本稿もまた、明代哈密王家と、何等かの結びつきを持つてゐるらしい、威武西寧王・幽王・肅王など、元代に河西の地に、その所領を有つてゐた諸王の系譜を中心に、更にこの問題を追求しようとするのであるが、その前に、先づ元納失里王について考察し、併せて明初のコムルの情況について述べて見よう。

三

兀納失里の名は、明實錄の洪武十七年（一三八四）十一月丙寅の條に、始めて現れる。

江西布政使司參議胡昱言、納哈出竊據金山、恃強爲患、元嗣君帖古思帖木兒孱弱不能制、納哈出名雖元臣、其實跋扈、然其麾下哈刺章・蠻子・阿納失里諸將各相猜忌、……

ここに見える阿納失里が、哈梅里王兀納失里と同一人であることは、すでに和田清博士が指摘せられてゐるところ⁽⁸⁾で、當時、元主脱古思帖木兒麾下の大酋として、納哈出・哈刺章・蠻子と肩を並べてゐたことが窺はれる。ついで、「華夷譯語」所載の、洪武二十一年（一三八八）のことと、ペリオ氏が、比定してゐる、納門駒馬書の中に、古納失里王なるものが、合迷里すなはち、コムルを通る商人達に對し、保證せねばならぬ自由な通行のことが述べられてゐる⁽⁹⁾。ここに見える古納失里もま

た、兀納失里に他なるまい。

さて、この洪武二十一年四月に、北元は捕魚兒海の戦に、明の大將軍藍玉の軍に大敗を喫し、身をもつて僅かに逃れた元主脱古思帖木兒も、土刺河畔に於て也速迭兒に弑逆せられた。かうした情勢の中につて、兀納失里は蒙古諸部の一大勢力をなしてゐたに違ひなく、實錄洪武二十二年（一三八九）十二月甲子の條に

上以故元兀納失里大王居和林之西、因命來降、太子八郎・鎮撫渾都帖木兒往招諭之……

と見ゆる如く、明の太祖は、兀納失里の招撫を試みてゐる。一方、北元の内部は、脱古思帖木兒の歿後、統一を失ひ、混亂に陥り、各々その歸趣に迷つてゐたものと思はれるが、實錄洪武二十三年（一三八九）五月乙未の條に

哈梅里王兀納失里遣長史阿思蘭沙・馬黑木沙來貢馬。

とあるのは、かうした情況に對處し、先の招撫に應じたものであらう。しかしながら、すつかり、明に歸順したのでないことは、同年九月戊申の條に

上以哈梅里王兀納失里與別部互相讐殺、遣使諭都督宋晟、訓練涼州・甘肅等處兵馬、備之。

とあり、また翌洪武二十四年二月戊午の條には

西域哈梅里王兀納失里遣使、請於延安・綏德・平涼・寧夏、以馬互市。陝西都指揮使司以聞、上曰、夷狄黠而多詐、今求互市、安知其不覬我中國乎、利其馬而不虞其害、所喪必多、宜勿聽、自今至者、悉送京師。

とあることでも判る。この間の事情について、和田博士は、『哈梅里王が争つた、別部といふのは、恐らく也速迭兒の屬下か何かで、王は忽ち之を壓服して、甘肅河西の邊外まで伸びたのであらう。延安・綏德は今の陝西の北邊で、平涼・寧夏も甘肅の東部である。當時北征に急だつた明が、非常に馬匹を求めてゐたことは事實で、それは上引の太祖の語中からも窺は

れるが、併し斯くの如く深く明の内地に入つて、そこで馬市を開かうといふ、哈梅里王元納失里の勢力は、必ず今河套西套の地方をまで、風靡してゐたものでなくてはならぬ。』と説かれてゐる。¹⁰⁾

かくて、コムルを中心に、四隣を風靡した、元納失里が、西域諸國の明に通貢する者を妨げるに到つたので、遂に洪武二十四年（一三九一）八月に、哈梅里討伐が行はれたことは、明史哈梅里傳にも精しい。すなはち

時西域回紇來貢者、多爲哈梅里所退、有從他道來者、又遣兵邀殺之、帝聞之怒、八月、都督僉事劉真偕宋晨督兵討之、真等由涼州西出、乘夜直抵城下、四面圍之、其知院岳山夜縋城降、黎明元納失里驅馬三百餘匹、突圍而出、官軍爭取其馬、元納失里率家屬隨馬後遁去、眞等攻破其城、斬幽王別兒怯帖木兒・國公省阿桑爾只等一千四百人、獲王子別列怯部屬千七百三十人・金銀印各一・馬六百三十四。

とある如く、先に觸れた、幽王別兒怯帖木兒の名が出て来るが、この明史の記事がもとづいてゐる、實錄洪武二十四年八月乙亥の條には、「斬幽王別兒怯帖木兒・國公省阿桑爾只等千四百」とあり、幽王及び國公の名に少しく異動がある。この問題については、後に述べよう。

さて、その後の元納失里の動靜については、明らかでないが、實錄洪武二十五年十一月辛未の條に
哈梅里元納失里王遣回回哈只阿里等來、貢馬四十六疋十六隻、詔賜使者白金文綺有差。

と見える如く、その來貢が傳へられてゐる。とも角、先の明のコムル征討によつて、元納失里が大きな打撃を受けたことは明らかであるが、明の軍は恐らくそのまま甘肅に引揚げたに相違なく、その後は再び元納失里はコムルに據り、一方明はそれが招撫につとめたものと思はれる。しかしながら、當時のコムルをめぐる四圍の情況は頗る複雑であり、元納失里も決して對明問題だけに終始すればよかつたのではない。先にも、「與別部互相讐殺」とあつたやうに、北方の問題は、最も著しか

つたのであらうし、西北オイラーの鬼力赤の勃興もみのがし難い。また、西方にあつても、その隣接するオアシスである、トルファン、カラ・コーチョへの東チャガタイ・ハンの侵入が行はれてゐるのである。⁽¹¹⁾ この東チャガタイ・ハンは、實錄には別失八里王黒的兒火者として現はれ、洪武二十四年に、千戸哈馬力丁等を遣して、明に來貢してゐる。⁽¹²⁾ ところが、この遣使に應じて遣された、明の主事寛徹を正使とする一行が、まづコムルを訪れ、ついで黒的兒火者のもとに到つた時、突然、その修交の態度を改めて、これを拘留してゐる。その拘留の事情は實錄にも見えず推測し難いが、當時のコムルをめぐる複雑なる情況の一端を示すものである。

ところで、この後間もなく、明の太祖が崩ると共に、建文の内亂となり、明の西邊經略も暫く罷み、やがて永樂に入つて、再びコムルのことが實錄に見えた時には、すでに兀納失里は亡くなつてゐる。すなはち、實錄永樂一年（一四〇四）六月甲午の條に

封哈密安古帖木兒爲忠順王、時安克帖木兒遣使來朝、表請賜爵、上命禮部尙書李至剛、會太子太傅成國公朱能等議、至剛等議奏、安克帖木兒兄忽納失里元封威武王、改封肅王、忽納失里卒、安克帖木兒繼爲肅王、今既內屬、宜仍王爵而改封之、上曰、前代王爵不足再論、今但取其能歸心朝廷而封之、使守其地、綏撫其民可也、遂封爲忠順王、遣指揮使霍阿魯禿等、賚勅封之、並賜之綵幣。

とある如く、兀納失里的後を、その弟、安克帖木兒が襲いでゐる。

本稿に於ては、明代哈密王家の起原、とくに元の王封との關連に於て、これを説くのが主眼となつてゐるので、明初のコムルの情勢については、兀納失里王一代にとどめ、安克帖木兒以下については、改めて説く豫定である。

さて、上に掲げた實錄に見える如く、兀納失里は、元にあつて、先づ威武王に封ぜられ、ついで肅王に進封せられ

てゐた。そしてこれに關連する、ペリオ氏の哈密王家の起源についての見解はすでに述べた如くである。

四

元史諸王表には、兀納失里が封ぜられたといふ威武王の名は見えないが、ついで、進封せられた肅王の名は、金印駕紐の第一等の王封として出て來る。そして、寬徹なるものが、天曆二年（一三二九）に封ぜられたとある。この肅王寬徹は、元史宗室世系表には、朮赤太子位に、寧肅王脱脱の子として載つてゐるが、これについて、ペリオ氏は、肅王に任せられたのは、シユチの系統の寬徹ではなくて、同名異人のチャガタイ家の寬徹ではあるまいか、と述べてゐる。そして、これは恐らく、ラシン・ド・ウディンが、チャガタイの曾孫 *Cubai* の子として述べてゐる *Köncak* に、天曆一年に肅王に封ぜられた寬徹を比定したいのであらうと思はれる。¹⁴⁾ 元史の本紀にも、これを裏づける史料となるものがあるが、それには、先づ威武西寧王、及び幽王、西寧王の系譜に言及しなければならない。

威武西寧王は、諸王表によれば、金印駕紐の第三等の王封で、その項には
出伯、大德八年（一三〇四）封、十一年進封幽王。

封諸王出伯、爲威武西寧王、賜金印。

とある。それ故、諸王表の最下位の銀印駕紐の王封の無國邑名者の項に

出伯大王、至元二十五年（一二八八）、後改封威武西靖王。

とある威武西靖王は、威武西寧王の誤りに違ひない。

さて、この出伯が、元史の宗室世系表に於て、旭烈兀大王位の中の、廣平王哈兒班答の子となつてゐるのが、誤りであることは、ペリオ及びアンビス兩氏の述べる如くで、チャガタイの孫の阿魯忽の子に比定するのが正しい。⁽¹⁵⁾ この出伯は、元史本紀に、出伯の他、朮伯或ひは朮白として、頻りに現れて來る。佐口氏も、かうした元史本紀の記録によつて、出伯の所領を瓜州・コムル地方に比定せられ、大德八年（一三〇四）に威武西寧王として正式に王位下を認められたのは、對海都戰の軍功によるものであるとせられてゐる。⁽¹⁶⁾ その後、大德十一年（一三〇七）に、幽王に進封せられたことは、諸王表の幽王の項にも

出伯、大德十一年由威武西寧王進封。

とある如くである。

この出伯の後に、威武西寧王を襲つた者は明らかでないが、諸王表の威武西寧王と同じ金印駕紐の中の無國邑名の項に
南木忽里王、至大元年（一三〇八）。

とあり、この南木忽里は、宗室世系表に見える出伯の子の喃忽里に他なるまいから、出伯が、大德十一年（一三〇七）に幽王に進封された後、翌至大元年に、諸王表に、その王封名は落ちてはゐるが、威武西寧王を襲いだとも考へられよう。

一方幽王位が、出伯の子、喃忽里によつて襲がれたことは、諸王表の幽王の項に

喃忽里、延祐七年（一三二〇）襲封。

と見える如くである。但し、この襲封の年代については、すでに、本紀の皇慶二年（一三一三）六月甲申の條に、幽王南忽里の名が見えており、一方、出伯の名が本紀に於て、至大二年（一三〇九）八月壬子の條を最後に、その名が見えない點からすれば、一三〇九年から一三一三年の間に比定するのが正しい。この喃忽里的後は、本紀の天曆二年（一三二九）十二月甲申の

條に、「給幽王忽塔志迷失王傳印」とある如く、忽塔志迷失によつて襲がれた。この忽塔志迷失は本紀に於て、諸王忽塔志迷失、西寧王忽塔志迷失として現れて來る者で、諸王表の西寧王の項に

忽答里。迷失、天曆二年封。

とあるのは、寫し誤りであらう。ただ忽塔志迷失が天曆二年に、西寧王になり、同じ年の十一月に、幽王に進封されたとすれば、喃忽里は、同年に卒したのではないかと思はれる。

この忽塔志迷失の後を襲いで、幽王となつたのは、不顏帖木兒であつた。この名は、諸王表の幽王の項には見えないが、同じ金印獸紐の邠王の項に

ト顏帖木花。至順二年（一三三一）封。

と見えてゐる。この帖木花は帖木兒の誤りであり、邠王は幽王に他ならない。⁽¹⁷⁾ すなはち邠と幽とは同字で、諸王表の編者が別項に分けたのは、忽塔志迷失の名を佚したのと同じく、その杜撰によるものといへよう。本紀に於ても、諸王ト顏帖木兒、邠王不顏帖木兒、幽王不顏帖木兒として出て來るもので、邠王と幽王は明らかに同一のものとして扱はれてゐる。

この不顏帖木兒の後には、本紀の至正十二年（一三五三）七月庚寅の條に

とあり、鬼釐なる者が、幽王を襲つてゐる。

以殺獲西番首賊功、賜岐王刺刺乞巴鈔一千錠、邠王鬼釐・諸王班的失監・平章政事鎮南班各金繫腰一。

とあり、鬼釐なる者が、幽王を襲つてゐる。

これ以後は全く不明であるが、明初に至り、太祖洪武帝が元室を漠北に退け、河西の經略につとめ、甘肅の地に兵を進め
るや、明實錄に、再び幽王の名が現れて來る。すなはち、甘肅の都督濮英が、洪武十三年（一三八〇）に、西涼即ち涼州で兵を教練して、故元柳城王等を襲つて多大の戰果を擧ぐるや、明實錄の同年夏四月丁亥の條に

都督濮英復請督兵略地、開哈梅里之路、以通商旅、上賜璽書曰、報至、知所獲人畜、略地之請聽爾便宜、但將以謀爲勝、慎毋忽也、所獲馬二千、可付涼州衛。

と見ゆる如く、積極的に、西方への進出が行はれた。かくて、同年五月壬寅の條には

都督濮英兵至白城、獲故元平章忽都帖木兒。進至赤斤站之地、獲故元幽王亦憐眞及其部屬一千四百人金印一。とあり、同七月甲辰の條には

都督濮英兵至苦峪、獲故元省哥失里阿者失里王之母妻及其家屬、斬部下阿哈撒答等八十餘人、遂還兵肅州。

とある。白城といふのは和田博士が「明初の蒙古經略」の中で比定されてゐる如く⁽¹⁸⁾、實錄洪武二十九年九月庚申の條に陝西行都司の語として、「白城子去肅州百有餘里、北通和林・亦集乃路、當衝要、云々」とあり、大清一統志に引いた肅鎮志にも、「白城子在（肅州）衛東北一百二十里」と見える白城子に違ひない。そして、元史の本紀至元二年（一三三六）十二月の條に、「以甘肅白城子屯田之地賜宗王喃忽里」とある記事を、屠奇は、蒙兀兒史記の中で、幽王喃忽里的子孫に與へられたものと考へてゐる。もしさうとすれば、濮英が、路を先づ白城子にとり、ついで、嘉峪關の西二百支里の、瓜州・沙州に向ふ途上にあり、明代に赤斤衛が設けられた、赤斤站に向つたのも故なしとしない。

さて、佐口氏が、元史の出伯に關する記事より、幽王の所領地を、瓜州、コムルに比定されてゐることは、既に述べたが、更に、幽王の活躍する地域を、出伯のみならず、その他の幽王についても、元史の本紀に據つて拾ふと

〔至元二十七年（一二九〇）正月己未〕 章吉寇甘木里、諸王尤伯・拜荅寒・亦憐真擊走之。

〔大德六年（一三〇三）十一月戊午〕 〔籍〕甘州軍隸諸王出伯。

〔大德十年（一三〇六）四月丁未〕 命威武西寧王出伯領甘肅等地軍站事。

〔大德十一年（一三〇七）七月癸亥〕諸王出伯言瓜州沙州屯逋戶漸成丁者、乞拘隸所部、中書省臣言、瓜州雖諸王分地、其民役於驛傳、出伯言宜勿從。

〔至大二年（一三〇九）八月壬子〕中書省臣言、甘肅僻在邊垂城、中蓄金穀、以給諸王軍馬、世祖成宗常修其城池、近撤的迷失擅興兵甲、掠幽王出伯輪重、民大驚擾、今撤的迷失已伏誅、其城若不修、慮殷啓心……。

〔至大三年（一三一〇）三月乙酉〕遣刑部尚書馬兒往甘肅和市羊馬、分賚諸王那木忽里蒙古軍、給鈔七萬錠。

〔至順三年（一三三一）正月壬午〕命甘肅行省爲幽王不顏帖木兒建居第。

となる。以上の記事からは、幽王について、コムルがその所領地であったかどうかは不明であるが、甘州より瓜州・沙州に至る地域に、その所領を持つて活躍してゐたことは窺はれよう。明初、洪武十三年に、幽王亦憐眞が、赤斤の地に於て捕へられてゐることは、それに先だつ、幽王鬼釐との關係は明らかではないにしても、出伯以來、明初に至る迄、河西の地方に據つてゐたことを示すものであらう。

亦憐眞の後に、幽王として出て來るのは、兀納失里の項に於て述べた、洪武二十四年八月の、コムル征討の際に、コムルの城で斬られた幽王別兒怯帖木兒である。そして、この別兒怯帖木兒とあるのは、明史哈梅里傳に據つたのであり、明實錄では、列兒法帖木兒になつてゐることは、すでに述べた。しかし、これには、皇明資治通紀に、次のやうな、別の所傳が載つてゐる。

九月、晨等兵至其城破之、擒其僞王子別列怯・幽王桑里失哥・知院岳山等、殺其國公阿朵只、俘獲虜衆千三百人及金印
一・銀印二、悉送京師。

これについて和田博士は、「實錄に、「斬幽王列兒法帖木兒」とあるのに對し、資治通紀では、「擒其僞王子別列怯・幽王

桑里失哥」とあるのは尤も著しい相違で、頗る判断に苦しむが、思ふに幽王は前年都督濮英に捕へられた「故元幽王亦憐眞」の後嗣なのに違ひないから、その名桑里失哥は恐らく桑哥失里の顛倒で、即ち當時に表はれた「故元省哥失里王」の別譯なのであるまいか。少くとも列兒法帖木兒は別兒怯帖木兒の譯で、即ち王子別兒怯のことに外ならずと思はれるから、實錄の文は「幽王の列兒法帖木兒」と讀まずに、その名「桑哥失里」を佚した「幽王及び別兒怯帖木兒」と讀むべく、通紀に之を「擒」とあるのに實錄に「斬」としたのは初めに擒へて後に斬つたからの相違でなければならぬ。その他は、通紀の國公阿朶只⁽²⁰⁾を、即ち實錄の國公者阿朶兒只の脱略と見做せば、俘獲の數字に多少の差がある以外別に甚しい矛盾はない。』と説かれてゐる。すなはち、亦憐眞の後に幽王を襲つたのは、桑哥失里なのであつて、以上、出伯に始まる幽王の系譜を、たどつてみた次第である。

つぎに、再び威武西寧王について、その系譜をたどると、出伯の後に、はつきり威武西寧王と見えるのは、阿哈伯なるものである。すなはち、元史本紀元統二年（一三三四）五月己丑の條に

詔威武西寧王阿哈伯之子亦里黑赤襲其父封。

とあるのが、その證であり、また、これによつて阿哈伯を襲いで、亦里黑赤が威武西寧王になつたことが窺はれる。

また、喃忽里を襲いだ、幽王忽塔志迷失が、その前に西寧王であつたことは、すでに述べたが、この西寧王は諸王表では、幽王より一等下、威武西寧王より一等上の、金印鰲紐の王封であり、西寧王の項には、忽塔志迷失の他に

速來蠻、天曆三年（一三三〇）封。

とある。すなはち、その前年天曆二年十二月に、忽塔志迷失が幽王に進封された後を襲つたことが明らかである。また、元史本紀至順三年（一三三二）三月己卯の條にも西寧王速來蠻の名が見えてゐるし、更に、シャバンヌ氏⁽²¹⁾が、指摘してゐる如く、

徐松の西域水道記卷三に見える、敦煌莫高窟の元の至正八年（一三八四）の造象記に、その功德主として、「妃子・屈朮・速來蠻西寧王・太子養阿沙・速丹沙・阿速歹⁽²⁾・結來歹……」と數十名を列舉した中に見えてゐる。そして、この速來蠻西寧王の次に見える、太子養阿沙は、元史本紀至正十二年（一三五二）二月癸未の條に

命〔西〕寧王牙安沙鎮四川。

とあり、また至正十三年（一三五三）十一月丁巳の條に

西寧王牙罕沙鎮四川還沙州、賜鈔一千錠。

と見える、西寧王牙安沙、或ひは西寧王牙罕沙に違ひなく、速來蠻の後を襲つて、西寧王になつたものであらう。その襲封の年代は、上述の記録より、一三四八年から一三五二年の間のことと推定される。そして、沙州にその所領地を持つてゐたことも判る。

以上、幽王を中心にして、それに密接な關係にある、威武西寧王、及び西寧王について述べたが、頭初に少しく觸れた、肅王について、更に考察しよう。

元史本紀には、諸王表の記載と一致する、天曆二年（一三二九）八月戊申の「封諸王寬徹爲肅王」といふ記録の他に、皇慶元年（一三一二）十一月庚申の條に、

賜諸王寬徹・忽答迷失金百五十兩・銀一千五百兩・鈔三千錠、幣帛有差。

とあり、また、泰定元年（一三二四）六月庚申の條には、

諸王寬徹・亦里吉赤來朝。

とある。前條の忽答迷失は、幽王忽塔迷迷失の脱畧であらうし、後の共に來訪した、亦里吉赤は、威武西寧王亦里黑赤に他

ならならとやれば、肅王と幽王、威武西寧王及び西寧王との關係は極めて密接であつたと照はれる故、この肅王寛徹を、幽王幽寧王と共に、それで、ランシム・ウティンに見えたる、幽王出伯に比定される。幽王出伯に比定される Čubāi が子の Könčák 及び Nōm-quli に比定するに、最も妥當な様に思はれる。ただ、この寛徹以後の肅王の系譜については、これをたどり得なかつたので、明實錄に、肅王に封せられたと傳へられる元納失里、及び其を襲ひだ安克帖木兒が、肅王寛徹の後裔であると幽やかのば麟諸モルを得ないが、明代哈密王家が、元朝の下に、幽王・肅王・威武西寧王・西寧王等の封號を授けられて、甘肅河西の地に所領を持つた、チャガタイ家と密接な關係にありたることは確かである。しかし元納失里が封ぜられた肅王なる封號、その活躍した地域、幽王が、コマルの城に元納失里と共に居たことなどは、それの傍證となふかも知れない。

註

- (1) この部分は、許遠の「平番始末」もしくはその他のもの。
(2) 本文三〇一頁参照。
(3) Paul Pelliot: *Le Hôja et le Sayyid Husain de l'Historie des Ming. T'oung Pao.* Vol. XXXVIII, 1948, Note 103, pp. 134~136.
(4) 李晉華「明史纂修考」燕京學報三號之三、民國二十二年十一月。
(5) E. Bretschneider: *Mediaeval Researches from Eastern Asiatic Sources.* London 1887. Vol. II, p. 177.
ただし、羽田明氏、Bretschneider 氏の説に賛成を表せんが、理由は明示せられてゐない。「明末清初の東トルキスタン」東洋史研究、第七卷五號参照。
- (6) P. Pelliot: *op. cit.*
(7) 佐口透「河西におけるチャガタイ封建王侯」和田博士遺稿記念 東洋史論叢、二六六一七頁。
(8) 和田清「明初の蒙古経略」満鮮地理歴史研究報告第十三。
(9) いはゆる甲種本華夷譯語であつて、洪武年間に翰林侍講火源懸等が勅を奉じて編した。洪武二十二年(一三八九)の序がつきており、漢語と蒙古語との對譯語彙に文例を附したものである。その蒙古語はすべて漢字で表記している。
Erich Haenisch: *Sino-Mongolische Dokumente von Ende des 14. Jahrhunderts.* Abhandlungen der deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin. Klasse für Sprachen, Literatur und Kunst. Jahrgang 1950, Nr. 4, Berlin 1952.

Marian Lewicki: *La langue Mongole des transcription chinoise du XIV^e siècle. Le Houayi yiyu de 1389.*

Édition critique précédée des observations philologiques et accompagnée de la reproduction phototypique du texte, Breslau 1949. 参照。

(10) 和田、前掲論文。

(11) N. Elias & E. D. Ross: *A History of the Moghuls of Central Asia. Chapter XXVI*, p. 52.

(12) 實錄洪武二十四年秋七月癸丑。

(13) 實錄洪武二十四年九月乙酉朔の條に、その派遣はいふて記かれある。その拘留につひては、洪武三十年正月丁丑の條に見られる。

(14) P. Pelliot: op. cit.

(15) Louis Hambis: *Le Chapitre CVII du Yuan Che. T'oung Pao. Vol. XXXVIII.*

(16) 佐口、前掲論文、二六六頁。

(17) 元史地理志にも「邢州下、唐幽州、以字類幽改爲邢、宋金以來皆因之」とある。

(18) 和田、前掲論文、157頁。

(19) 皇明資治通鑑三十卷は明の陳建の撰になる。太祖即位前の至正十一年より穆宗の隆慶六年に至るまでの編年史である。後の從信錄、紀事本末等の載せるといふの通鑑とも同じである。

(20) 和田、前掲論文、一六三—一四頁。

(21) L. Hambis: op. cit. Note 33, p. 46.

(22) 羽田寧博士は、昭和十年の田舎を持て、敦煌出土のウイグル文書の1篇を見つけ、asudai ojul や、この阿速歹に比定されると。『回鶻譜本(後魏の回鶻實義疏)』由鳥博士還暦記念東洋史論叢、十七七頁参照。

(東洋文庫研究員)